

令和元年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第1号）
 令和元年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第1号）
 は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151,586千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ556,261千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	財産収入	27,670	498,958	526,628
	1 財産売払収入		498,958	498,958
2	繰入金	329,884	△ 329,884	
	1 一般会計繰入金	329,884	△ 329,884	
3	繰越金	31,121	△ 1,488	29,633
	1 繰越金	31,121	△ 1,488	29,633
4	県債	16,000	△ 16,000	
	1 県債	16,000	△ 16,000	
	歳入合計	404,675	151,586	556,261

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		千円 350,938	千円 △ 2,074	千円 348,864
	1 公 債 費	350,938	△ 2,074	348,864
2 諸 支 出 金		19,407	153,660	173,067
	1 繰 出 金	19,407	153,660	173,067
歳 出 合 計		404,675	151,586	556,261

第2表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
用地造成費 事業	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができる。	千円			
	16,000							

令和元年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正
 予算 (第1号)

令和元年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の補正予
 算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 281,310千円を追加し、歳入歳出予算の総額
 を歳入歳出それぞれ 4,038,291千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予
 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 ち っ そ 貸 付 費		千円	千円	千円
		843,673	281,310	1,124,983
	1 諸 収 入	843,673	281,310	1,124,983
歳 入 合 計		3,756,981	281,310	4,038,291

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 支 援 措 置 費		千円	千円	千円
		2,127,144	281,310	2,408,454
	1 環 境 費	873,466	281,310	1,154,776
歳 出 合 計		3,756,981	281,310	4,038,291

令和元年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和元年度熊本県の公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ719,066千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116,357,795千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		328,809	30,155	358,964
	1 財産運用収入	328,809	30,155	358,964
2 繰入金		59,534,906	△ 749,221	58,785,685
	1 一般会計繰入金	34,362,906	△ 749,221	33,613,685
歳 入 合 計		117,076,861	△ 719,066	116,357,795

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 公 債 費		117,076,861	△ 719,066	116,357,795
	1 公 債 費	117,076,861	△ 719,066	116,357,795
歳 出 合 計		117,076,861	△ 719,066	116,357,795

第2表 債務負担行為 設 定		
事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和2年度	千円 176

令和元年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度熊本県の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,598,990千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 196,226,661千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	57,631,321	△ 557,077	57,074,244
	1 負担金	57,631,321	△ 557,077	57,074,244
2	国庫支出金	60,897,813	3,804,710	64,702,523
	1 国庫負担金	39,740,633	3,897,164	43,637,797
	2 国庫補助金	21,157,180	△ 92,454	21,064,726
3	財産収入	14,329	920	15,249
	1 財産運用収入	14,329	920	15,249
4	繰入金	13,060,578	779,495	13,840,073
	1 一般会計繰入金	12,467,790	308,970	12,776,760
	2 基金繰入金	592,788	470,525	1,063,313
5	繰越金		3,012,962	3,012,962
	1 繰越金		3,012,962	3,012,962
6	諸収入	62,023,630	△ 4,442,020	57,581,610
	1 雑入	62,023,630	△ 4,442,020	57,581,610

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
歳 入	合 計	193,627,671	2,598,990	196,226,661

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		193,611,226	2,593,788	196,205,014
	1 社会福祉費	193,611,226	2,593,788	196,205,014
2 諸 支 出 金			5,202	5,202
	1 繰 出 金		5,202	5,202
歳 出	合 計	193,627,671	2,598,990	196,226,661

第2表 債務負担行為補正			
追 加			
事 項	期 間	限 度 額	
事務機器等賃借	令和2年度	千円 6	

令和元年度熊本県電気事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和元年度熊本県電気事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度熊本県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 事業収益	1,633,264千円	694千円	1,633,958千円
第2項 営業外収益	249,336千円	694千円	250,030千円
支 出			
第1款 事業費	7,237,321千円	△3,251千円	7,234,070千円
第1項 営業費用	1,571,223千円	△3,251千円	1,567,972千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「648,959千円」を「647,264千円」に、「489,074千円」を「436,682千円」に、「159,885千円」を「210,582千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 資本的収入	6,405,106千円	△707,092千円	5,698,014千円
第2項 企業債	6,008,000千円	△707,000千円	5,301,000千円
第3項 荒瀬ダム関連 交付金等	131,552千円	△92千円	131,460千円
支 出			
第1款 資本的支出	7,054,065千円	△708,787千円	6,345,278千円
第1項 建設改良費	6,626,653千円	△708,787千円	5,917,866千円

（企業債）

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額「6,008,000千円」を「5,301,000千円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費 (債務負担行為)	480,646千円	△7,219千円	473,427千円

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和2年度 ～令和4年度	千円 45,174
	年次別内訳	
	令和2年度	21,405
	令和3年度	11,729
	令和4年度	12,040
情報処理関連業務	令和2年度	944
事務機器等賃借	令和2年度	5,216

令和元年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

(総 則)

第1条 令和元年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和元年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	1,123,476千円	△4,115千円	1,119,361千円
第1項 営業収益	761,551千円	△1,424千円	760,127千円
第2項 営業外収益	361,925千円	△2,691千円	359,234千円
	支 出		
第1款 事業費	1,192,074千円	△3,906千円	1,188,168千円
第1項 営業費用	1,113,300千円	△3,906千円	1,109,394千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「57,482千円」を「85,188千円」に、「11,942千円」を「20,472千円」に、「45,540千円」を「64,716千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	1,116,319千円	241,494千円	1,357,813千円
第1項 企業債	198,000千円	47,000千円	245,000千円
第3項 工事受託金	205,473千円	175,373千円	380,846千円
第4項 補助金	158,698千円	19,121千円	177,819千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,173,801千円	269,200千円	1,443,001千円
第1項 建設改良費	317,200千円	269,200千円	586,400千円

(企業債)

第4条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
有明工業用水道事業濃縮層更新事業	千円 47,000	(借入先) 銀行、地方公共団体金融機構、財務省、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (その他) 工事、財政その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年 5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還等 ただし、財政その他の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道事業関係業務	令和2年度 ～令和4年度	千円 23,649
	年次別内訳 令和2年度 令和3年度 令和4年度	21,235 1,207 1,207
企業局所有施設等管理業務	令和2年度 ～令和4年度	17,687
	年次別内訳 令和2年度 令和3年度 令和4年度	10,498 3,879 3,310

令和元年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第2号）

(総 則)

第1条 令和元年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和元年度熊本県有料駐車場事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	129,248千円	△165千円	129,083千円
第2項 営業外収益	3,906千円	△165千円	3,741千円
	支 出		
第1款 事業費	86,178千円	1,114千円	87,292千円
第1項 営業費用	80,178千円	1,114千円	81,292千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	10,435千円	1,264千円	11,699千円

令和元年度熊本県病院事業会計補正予算 (第3号)

(総 則)

第1条 令和元年度熊本県病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和元年度熊本県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 病院事業収益	1,762,270千円	△124,660千円	1,637,610千円
第1項 医 業 収 益	851,980千円	△125,195千円	726,785千円
第2項 医 業 外 収 益	910,290千円	535千円	910,825千円
	支 出		
第1款 病院事業費用	1,760,059千円	△123,927千円	1,636,132千円
第1項 医 業 費 用	1,704,745千円	△129,261千円	1,575,484千円
第4項 特 別 損 失	0千円	5,334千円	5,334千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 資本的支出	424,272千円	△109,450千円	314,822千円
第1項 建 設 改 良 費	198,640千円	△109,450千円	89,190千円

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	令和2年度	千円 18,531
情報処理関連業務	令和2年度	10,489

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	949,378千円	△68,674千円	880,704千円

令和2年度熊本県一般会計予算

令和2年度熊本県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ715,509,848千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 162,140,422
	1 県 民 税	45,050,656
	2 事 業 税	37,814,745
	3 地 方 消 費 税	33,662,903
	4 不 動 産 取 得 税	5,041,813
	5 県 た ば こ 税	2,023,939
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	562,651
	7 軽 油 引 取 税	14,814,593
	8 自 動 車 税	23,015,133
	9 鋤 区 税	8,983
	10 狩 猟 税	18,779
11 産 業 廃 棄 物 税	126,227	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		80,154,930
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	80,154,930

款	項	金 額
3 地方譲与税		千円 32,087,403
	1 特別法人事業譲与税	29,380,686
	2 地方揮発油譲与税	2,328,706
	3 石油ガス譲与税	88,941
	4 自動車重量譲与税	111,146
	5 地方道路譲与税	1
	6 森林環境譲与税	163,572
	7 航空機燃料譲与税	14,351
4 地方特例交付金		713,594
	1 地方特例交付金	713,594
5 地方交付税		207,871,000
	1 地方交付税	207,871,000
6 交通安全対策特別交付金		309,685
	1 交通安全対策特別交付金	309,685
7 分担金及び負担金		1,372,711

款	項	金 額
		千円
	1 分 担 金	214,151
	2 負 担 金	1,158,560
8 使用料及び手数料		9,659,504
	1 使 用 料	6,715,752
	2 手 数 料	2,943,752
9 国庫支出金		88,467,045
	1 国庫負担金	36,287,282
	2 国庫補助金	49,871,129
	3 国庫委託金	2,308,634
10 財産収入		1,251,333
	1 財産運用収入	809,035
	2 財産売却収入	442,298
11 寄 附 金		126,897
	1 寄 附 金	126,897
12 繰 入 金		20,481,427

款	項	金 額
		千円
	1 特別会計繰入金	435,904
	2 基金繰入金	20,045,523
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		50,181,896
	1 延滞金、加算金及び過料等	200,396
	2 県預金利子	1,768
	3 貸付金元利収入	39,990,807
	4 受託事業収入	1,260,353
	5 収益事業収入	2,855,810
	6 利子割精算金収入	69
	7 雑収入	5,872,693
15 県債		60,692,000
	1 県債	60,692,000
歳入合計		715,509,848

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,360,378
	1 議 会 費	1,360,378
2 総 務 費		36,202,933
	1 総 務 管 理 費	11,189,966
	2 企 画 費	6,991,815
	3 徴 税 費	7,022,255
	4 市 町 村 振 興 費	8,316,013
	5 選 挙 費	49,273
	6 防 災 費	1,152,036
	7 統 計 調 査 費	1,142,496
	8 人 事 委 員 会 費	172,828
	9 監 査 委 員 費	166,251
3 民 生 費		101,770,409
	1 社 会 福 祉 費	56,922,773

款	項	金 額
		千円
	2 児 童 福 祉 費	37,209,646
	3 生 活 保 護 費	4,631,157
	4 災 害 救 助 費	3,006,833
4 衛 生 費		52,311,512
	1 公 衆 衛 生 費	37,587,240
	2 環 境 衛 生 費	11,912,266
	3 保 健 所 費	1,622,052
	4 医 薬 費	1,189,954
5 勞 働 費		2,412,046
	1 勞 政 費	259,404
	2 職 業 訓 練 費	1,883,893
	3 失 業 対 策 費	190,382
	4 勞 働 委 員 会 費	78,367
6 農 林 水 産 業 費		38,931,046
	1 農 業 費	14,559,084

款	項	金 額
		千円
	2 畜 産 業 費	2,256,427
	3 農 地 費	8,596,934
	4 林 業 費	8,487,942
	5 水 産 業 費	5,030,659
7 商 工 費		47,299,275
	1 商 業 費	41,584,323
	2 工 鉱 業 費	4,166,427
	3 観 光 費	1,548,525
8 土 木 費		51,323,370
	1 土 木 管 理 費	1,846,105
	2 道 路 橋 り よ う 費	25,694,162
	3 河 川 海 岸 費	12,781,737
	4 港 湾 費	1,857,273
	5 都 市 計 画 費	7,526,559
	6 住 宅 費	1,617,534

款	項	金 額
9 警 察 費		千円
		39,268,882
	1 警 察 管 理 費	35,827,597
	2 警 察 活 動 費	3,441,285
10 教 育 費		142,075,937
	1 教 育 総 務 費	32,266,604
	2 小 学 校 費	38,566,007
	3 中 学 校 費	22,032,803
	4 高 等 学 校 費	28,736,890
	5 特 別 支 援 学 校 費	14,115,408
	6 大 学 費	1,197,779
	7 社 会 教 育 費	3,199,836
	8 保 健 体 育 費	1,960,610
11 災 害 復 旧 費		8,056,875
	1 総 務 災 害 復 旧 費	1,358,732
	2 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	3,453,620

款	項	金 額
		千円
	3 商工災害復旧費	516,431
	4 土木災害復旧費	1,435,045
	5 教育災害復旧費	1,293,047
12 公 債 費		97,653,689
	1 公 債 費	97,653,689
13 諸 支 出 金		96,643,496
	1 繰 出 金	16,521,619
	2 ゴルフ場利用税金 交 付 金	396,447
	3 利子割交付金	105,219
	4 利子割精算金	143
	5 地 方 消 費 税 金 清 算	33,104,863
	6 地 方 消 費 税 金 交 付 金	40,310,582
	7 配 当 割 交 付 金	472,624
	8 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	327,839
	9 軽 油 引 取 税 金 交 付 金	2,936,001

款	項	金 額
		千円
	10 所得割交付金	134,965
	11 環境性能割金 交 付 金	589,749
	12 法人事業税金 交 付 金	1,743,445
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出	合 計	715,509,848

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 県庁舎空調設備改修事業 熊 本 市	令和3年度	千円 204,546
2 阿蘇総合庁舎空調設備等改修事業 阿 蘇 市	令和3年度	222,212
3 防災センター整備事業 熊 本 市	令和3年度 ～令和4年度	2,451,536
	年次別内訳 令和3年度 令和4年度	490,307 1,961,229
4 母子家庭等の児童の身元保証 母子家庭等の児童の身元保証に関する条例 (昭和34年熊本県条例第38号)に基づく令和2年 度における身元保証契約に伴う損害賠償	令和2年度 ～令和5年度	7,500
5 生活保護世帯進学応援資金貸付 生活保護世帯から大学等へ進学する者に対す る生活費等資金の貸付け	令和3年度 ～令和5年度	6,866
	年次別内訳 令和3年度 令和4年度 令和5年度	2,860 2,003 2,003
6 医師修学資金貸付 医師修学資金貸与条例(平成20年熊本県条例 第45号)に基づく貸与契約に伴う修学資金の貸 付け	令和3年度 ～令和7年度	43,075
	年次別内訳 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度	8,615 8,615 8,615 8,615 8,615
7 障がい者訓練委託業務	令和3年度	2,605
8 離職者訓練等委託業務	令和3年度	140,272
9 県立技術短期大学校改修事業 菊 陽 町	令和3年度	100,462

事 項		期 間	限 度 額												
10 農地売買等支援事業等損失補償 菊池地域農業協同組合（以下「JA菊池」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に3億円を限度額として農地売買等支援事業等資金を融資したことについて損失を受けた場合、県がJA菊池に行う損失補償		令和2年度 ～令和12年度	千円 180,000												
11 農地売買等支援事業損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に10億6,500万円を限度額として農地売買等支援事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償		令和2年度 ～令和12年度	639,000												
12 農地中間管理機構条件整備損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に1億2,112万円を限度額として農地中間管理事業に係る条件整備資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償		令和2年度 ～令和12年度	73,000												
13 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、令和2年度において総額60億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給		令和3年度 ～令和23年度	638,086												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個 人</td> <td rowspan="2">農 協 銀 行</td> <td rowspan="2">15年 以内</td> <td rowspan="2">年1.30%以内</td> </tr> <tr> </tr> <tr> <td rowspan="2">共 同</td> <td>農 協</td> <td rowspan="2">20年 以内</td> <td>年1.30%以内</td> </tr> <tr> <td>銀 行</td> <td>年0.60%以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	期 間	利子補給率	個 人	農 協 銀 行	15年 以内	年1.30%以内	共 同	農 協	20年 以内	年1.30%以内	銀 行	年0.60%以内	年次別内訳 令和3年度 68,569 令和4年度 71,000 令和5年度 71,000 令和6年度 67,094 令和7年度 61,220 令和8年度 55,450 令和9年度 49,681 令和10年度 44,031 令和11年度 38,141 令和12年度 32,372 令和13年度 26,602 令和14年度 20,890 令和15年度 15,064 令和16年度 9,294 令和17年度 3,524 令和18年度 1,599 令和19年度 1,167 令和20年度 814 令和21年度 461 令和22年度 108 令和23年度 5
区 分	期 間	利子補給率													
個 人	農 協 銀 行	15年 以内	年1.30%以内												
共 同	農 協	20年 以内	年1.30%以内												
	銀 行		年0.60%以内												

事 項	期 間	限 度 額				
14 農業経営負担軽減支援資金利子補給 農業協同組合等が、既往債務の負担軽減を図るために必要な資金を、地域農業の担い手となる意欲ある農業者等に対し、令和2年度において総額5億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給 <table border="1" data-bbox="245 517 868 651"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年以内</td> <td>年1.30%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子補給率	15年以内	年1.30%以内	令和3年度 ～令和18年度	千円 46,742
	期 間	利子補給率				
15年以内	年1.30%以内					
年次別内訳 令和3年度 6,080 令和4年度 6,250 令和5年度 6,250 令和6年度 5,716 令和7年度 5,017 令和8年度 4,310 令和9年度 3,603 令和10年度 2,897 令和11年度 2,190 令和12年度 1,483 令和13年度 1,113 令和14年度 848 令和15年度 588 令和16年度 327 令和17年度 67 令和18年度 3						
15 指定野菜価格安定対策資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会(以下「協会」という。)が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足を生じた場合、県が協会に対しその不足額を補助する支払保証	令和2年度 ～令和3年度	516,726				
16 阿蘇家畜保健衛生所整備事業 阿 蘇 市	令和3年度	27,204				
17 天草家畜保健衛生所整備事業 天 草 市	令和3年度	38,610				
18 第一海路口地区農業生産基盤整備事業 熊 本 市	令和3年度 ～令和4年度	670,000				
	年次別内訳 令和3年度 300,000 令和4年度 370,000					
19 松の木堰地区農業生産基盤整備事業 熊 本 市	令和3年度 ～令和4年度	816,000				
	年次別内訳 令和3年度 236,000 令和4年度 580,000					
20 古閑浜地区農業生産基盤整備事業 八 代 市	令和3年度	522,000				

事 項	期 間	限 度 額
21 昭和地区農業生産基盤整備事業 八 代 市	令和3年度	千円 280,000
22 尾田川地区農業生産基盤整備事業 玉 名 市	令和3年度 ～令和4年度	490,000
	年次別内訳 令和3年度 令和4年度	200,000 290,000
23 大口西部地区農業生産基盤整備事業 宇 城 市	令和3年度	10,000
24 氷川下流地区農業生産基盤整備事業 八代市・氷川町	令和3年度	30,000
25 金剛地区農村地域防災減災事業 八 代 市	令和3年度 ～令和4年度	820,000
	年次別内訳 令和3年度 令和4年度	470,000 350,000
26 大開2期地区農村地域防災減災事業 玉 名 市	令和3年度 ～令和4年度	360,000
	年次別内訳 令和3年度 令和4年度	300,000 60,000
27 平原地区農村地域防災減災事業 長 洲 町	令和3年度 ～令和4年度	980,000
	年次別内訳 令和3年度 令和4年度	630,000 350,000
28 竜北地区農村地域防災減災事業 氷 川 町	令和3年度 ～令和5年度	900,000
	年次別内訳 令和3年度 令和4年度 令和5年度	250,000 400,000 250,000

事 項		期 間	限 度 額												
29 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が漁業近代化資金を漁業者等に対し、令和2年度において総額8億4,000万円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給		令和3年度 ～令和22年度	千円 62,495												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利 子 補 給 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人施設等資金</td> <td>130トン未満の漁船 その他の施設</td> <td>20年以内</td> <td rowspan="2">年1.30%以内</td> </tr> <tr> <td>育成期間が通常1年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>共同利用施設等資金</td> <td>農林中央金庫が漁業協同組合に貸し付ける資金</td> <td>20年以内</td> <td>年0.60%以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	期 間	利 子 補 給 率	個人施設等資金	130トン未満の漁船 その他の施設	20年以内	年1.30%以内	育成期間が通常1年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金	5年以内	共同利用施設等資金	農林中央金庫が漁業協同組合に貸し付ける資金	20年以内	年0.60%以内	年次別内訳 令和3年度 5,586 令和4年度 5,586 令和5年度 5,586 令和6年度 5,413 令和7年度 5,068 令和8年度 4,723 令和9年度 4,377 令和10年度 4,030 令和11年度 3,684 令和12年度 3,339 令和13年度 2,994 令和14年度 2,647 令和15年度 2,302 令和16年度 1,956 令和17年度 1,610 令和18年度 1,293 令和19年度 1,006 令和20年度 719 令和21年度 432 令和22年度 144
区 分	期 間	利 子 補 給 率													
個人施設等資金	130トン未満の漁船 その他の施設	20年以内	年1.30%以内												
	育成期間が通常1年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金	5年以内													
共同利用施設等資金	農林中央金庫が漁業協同組合に貸し付ける資金	20年以内	年0.60%以内												
30 漁業経営維持安定対策利子補給 漁業協同組合等が漁業経営維持安定資金を漁業者に対し、令和2年度において総額8,000万円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給		令和3年度 ～令和12年度	6,767												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.30%以内</td> </tr> </tbody> </table>		期 間	利子補給率	10年以内	年1.30%以内	年次別内訳 令和3年度 1,041 令和4年度 1,043 令和5年度 1,041 令和6年度 966 令和7年度 817 令和8年度 670 令和9年度 520 令和10年度 371 令和11年度 223 令和12年度 75									
期 間	利子補給率														
10年以内	年1.30%以内														
31 資源管理・漁場改善・浜の活力再生円滑化支援利子助成 資源管理計画、漁場改善計画又は浜の活力再生プランに参画した漁業者が、漁船の取得等のために漁業近代化資金等を漁業協同組合等から借り入れた場合の漁業者に対する利子助成		令和3年度 ～令和13年度	48,224												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁船取得</td> <td>10年以内</td> <td rowspan="2">年2.0%以内</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5年以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	期 間	利子助成率	漁船取得	10年以内	年2.0%以内	その他	5年以内	年次別内訳 令和3年度 6,000 令和4年度 6,000 令和5年度 6,000 令和6年度 5,528 令和7年度 5,028 令和8年度 4,528 令和9年度 4,028 令和10年度 3,528 令和11年度 3,028 令和12年度 2,528 令和13年度 2,028					
区 分	期 間	利子助成率													
漁船取得	10年以内	年2.0%以内													
その他	5年以内														

事 項	期 間	限 度 額			
32 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額327億5,000万円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	令和2年度 ～令和15年度	千円 402,000			
33 中小企業協同組合等設備投資促進利子助成 高度化に取り組む中小企業協同組合等が、経営革新計画に基づく設備投資のために必要な資金を金融機関から借り入れた場合の中小企業協同組合等に対する利子助成	令和3年度 ～令和12年度	12,004			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.0%以内</td> </tr> </tbody> </table> 年次別内訳 令和3年度 2,000 令和4年度 2,000 令和5年度 1,778 令和6年度 1,556 令和7年度 1,334 令和8年度 1,112 令和9年度 889 令和10年度 667 令和11年度 445 令和12年度 223	期 間	利子助成率	10年以内	年1.0%以内
期 間	利子助成率				
10年以内	年1.0%以内				
34 福岡事務所施設賃借	令和3年度 ～令和4年度	20,368			
	年次別内訳 令和3年度 10,184 令和4年度 10,184				
35 企業立地促進費補助	令和3年度 ～令和6年度	1,615,000			
	年次別内訳 令和3年度 600,000 令和4年度 415,000 令和5年度 300,000 令和6年度 300,000				
36 道路改築事業 (国道324号第二天草瀬戸大橋) 天草市	令和3年度 ～令和4年度	7,200,000			
	年次別内訳 令和3年度 3,600,000 令和4年度 3,600,000				
37 警察関係業務	令和3年度	584,189			
38 熊本工業高校実習棟改築工事 熊本市	令和3年度	774,594			
39 苓北支援学校整備事業 苓北町	令和3年度	328,116			
40 特別支援学校仮設校舎賃借	令和3年度 ～令和4年度	38,451			
	年次別内訳 令和3年度 27,963 令和4年度 10,488				

事 項	期 間	限 度 額
41 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務 他の地方公共団体と共同して発行する地方債証券について、連帯して償還及び利息の支払をなす債務	令和2年度 ～令和12年度	千円 元金 1,176,000,000 千円及びその利息 に相当する金額
	令和3年度 ～令和7年度	7,839
42 県有施設等管理業務	年次別内訳	
	令和3年度	4,061
	令和4年度	1,282
	令和5年度	1,152
	令和6年度	1,152
	令和7年度	192
43 情報処理関連業務	令和3年度 ～令和9年度	1,719,717
	年次別内訳	
	令和3年度	421,627
	令和4年度	348,976
	令和5年度	190,635
	令和6年度	190,635
	令和7年度	186,844
	令和8年度	185,000
	令和9年度	196,000
44 事務機器等賃借	令和3年度 ～令和9年度	1,865,378
	年次別内訳	
	令和3年度	439,254
	令和4年度	364,209
	令和5年度	361,424
	令和6年度	335,659
	令和7年度	244,144
	令和8年度	114,587
	令和9年度	6,101

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地改良 国庫補助事業費	千円 636,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
農地海岸保全 国庫補助事業費	495,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
農地防災 国庫補助事業費	45,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
湛水防除 国庫補助事業費	2,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰
造 林 国庫補助事業費	39,000	発行を含む。)	しを行った	上償還をなし、又
林 道 国庫補助事業費	235,000	(その他) 工事その他の都	後において	は借換えをするこ とができる。
治 山 国庫補助事業費	790,000	合により、一部又 は全部を翌年度以	は、当該見 直し後の利 率)	
保安林整備 国庫補助事業費	92,000	降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
沿岸漁場整備 国庫補助事業費	166,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
漁 港 国庫補助事業費	176,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
観光施設整備 事業費	124,000	な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
道路橋りょう 国庫補助事業費	6,924,000			
道路維持 国庫補助事業費	2,235,000			
河 川 国庫補助事業費	804,000			
砂 防 国庫補助事業費	1,905,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
河川海岸保全 国庫補助事業費	千円 128,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
港湾建設 国庫補助事業費	187,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
土地区画整理 事業費	576,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
街 路 国庫補助事業費	1,600,000	券発行 (他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰
都市公園整備 事業費	11,000	発行を含む。)	しを行った	上償還をなし、又
公 営 住 宅 建設事業費	212,000	(その他) 工事その他の都	後において は、当該見	は借換えをするこ とができる。
鉄道施設 過 年 発 生 国 庫 費	367,000	合により、一部又 は全部を翌年度以	直し後の利 率)	
耕地災害 過 年 発 生 国 庫 費	96,000	降に繰り下げて借 り入れることがで		
治山災害 現 年 発 生 国 庫 費	2,000	きる。 発行価格が額面		
漁港災害 現 年 発 生 国 庫 費	6,000	金額を下回るとき は、その発行差額		
公共土木 現 年 発 生 国 庫 費	329,000	をうめるため必要 な金額を加算した		
公共土木 過 年 発 生 国 庫 費	93,000	額を限度額とする ことができる。		
教育施設 過 年 発 生 国 庫 費	17,000			
総合庁舎整備 事業費	715,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県庁舎整備費	千円 58,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
県立劇場整備費	1,416,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
地域公共交通 確保維持改善費	133,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
防災情報 ネットワーク 整備事業費	27,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	利率の見直 しを行った	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又
くまもと県民交流館 整備事業費	23,000	(その他) 工事その他の都	後において は、当該見	は借換えをするこ とができる。
障がい者福祉施設 整備事業費	50,000	合により、一部又 は全部を翌年度以	直し後の利 率)	
老人福祉施設整備 事業費	71,000	降に繰り下げて借 り入れることがで		
食肉衛生検査所 整備事業費	78,000	きる。 発行価格が額面		
技術短期大学校 整備事業費	140,000	金額を下回るとき は、その発行差額		
農業公園整備 事業費	13,000	をうめるため必要 な金額を加算した		
農業大学校整備 事業費	25,000	額を限度額とする ことができる。		
農業試験研究機関 整備事業費	23,000			
家畜保健衛生所 整備事業費	416,000			
単県農業農村 整備事業費	28,000			
単県治山事業費	53,000			
森林公園整備 事業費	13,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
単 県 漁 港 整 備 費 事 業 費	千円 67,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
水産研究センター 整 備 事 業 費	277,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
県有施設保全改修 事 業 費	47,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
単 県 道 路 整 備 費 事 業 費	1,756,000	券発行 (他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰
単 県 河 川 整 備 費 事 業 費	3,358,000	発行を含む。) (その他)	しを行った 後において	上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
単 県 砂 防 整 備 費 事 業 費	1,262,000	工事その他の都 合により、一部又	は、当該見 直し後の利 率)	
単 県 河 川 海 岸 整 備 費 事 業 費	163,000	は全部を翌年度以 降に繰り下げて借		
単 県 港 湾 整 備 費 事 業 費	19,000	り入れることがで きる。		
単 県 土 地 区 画 整 理 費 事 業 費	280,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
単 県 街 路 整 備 費 事 業 費	74,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
警 察 施 設 整 備 費 事 業 費	1,194,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
交 通 安 全 施 設 整 備 費 事 業 費	193,000	ことができる。		
教 育 セ ン タ ー 整 備 費 事 業 費	170,000			
私 立 学 校 施 設 整 備 費 事 業 費	116,000			
県 立 高 等 学 校 整 備 費 事 業 費	3,169,000			
文 化 財 保 存 整 備 費 事 業 費	10,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会教育施設整備事業費	千円 586,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
県立美術館整備事業費	673,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
県営体育施設整備事業費	158,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
総務施設 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	432,000	券発行 (他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰
耕 地 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	418,000	(その他) 工事その他の都	しを行った 後において	上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
治 山 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	23,000	合により、一部又 は全部を翌年度以	直し後の利 率)	
漁 港 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	2,000	降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
農 林 水 産 施 設 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	127,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額		
林 道 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	4,000	をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
商 工 施 設 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	442,000			
教 育 施 設 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	130,000			
臨時財政対策債	23,964,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>公有林整備費 工事</p>	<p>千円 4,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め50年以内 年賦元利均等償還又は元金均等償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。</p>
<p>計</p>	<p>60,692,000</p>			

令和2年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

令和2年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,239,188千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		18
	1 一般会計繰入金	18
2 繰 越 金		18,228
	1 繰 越 金	18,228
3 諸 収 入		1,220,942
	1 貸付金元利収入	1,217,222
	2 雑 入	3,720
歳 入 合 計		1,239,188

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 商 工 費		19,092
	1 中小企業振興資金	19,092
2 公 債 費		945,633
	1 公 債 費	945,633
3 諸 支 出 金		274,463
	1 繰 出 金	274,463
歳 出 合 計		1,239,188

令和2年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和2年度熊本県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96,072千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。